

質問事項に関する回答書

(件名)関越自動車道 石打トンネル覆工補強工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	1月18日	特記仕様書 土木工事積算基準 令和5年度版 割掛対照表 参考内訳書	19ページ 26ページ 30-7ページ	21-3-3 23-4 2-9 ハ)	単価表の番号5トンネル変状対策工 覆工補強工Aについて、特記仕様書の21-3-3施工に「トンネル施工管理要領(本土工編)10-2」の規定によると記載があることから、土木工事積算基準では「第30編トンネル変状対策工」の「はく落対策工」が該当すると思われます。その場合、積算基準30-7頁の「2-9標準単価適用にあたっての留意事項」に「ハ)高所作業車の費用は、含まれている」と記載があり、標準単価として移動式足場費が計上されます。一方で、特記仕様書23-4に移動式足場費の内容として「補強工全般に使用する仮設移動式足場に使用する費用をいう。」と記載があることから、移動式足場の費用が重複している可能性が考えられますが、重複しているか否か判断できません。移動式足場の費用を本単価項目に含むのか、移動式足場費は割掛工事のため本単価項目に含まないのか、ご教示ください。	本工事における標準単価に含まれない移動足場費は、R6.01.04回答書等1「質問書に対する回答書6」の番号4のとおり、「コンクリート表面処理工A」へ集約されております。本工事に必要な移動足場費は貴社の計画に基づき計上願います。
2	1月18日	土木工事積算基準 令和5年度版 特記仕様書 割掛対照表 参考内訳書	30-2ページ 26ページ	1-7(1) 23-4	単価表の番号8トンネル変状対策工 背面空洞注入工 覆工削孔について、土木工事積算基準30-2頁の「1-7施工歩掛」の「(1)覆工削孔工)では「トラック架装リフト運転」と記載があり、移動式足場費が計上されます。一方で、特記仕様書23-4に移動式足場費の内容として「補強工全般に使用する仮設移動式足場に使用する費用をいう。」と記載があることから、移動式足場の費用が重複している可能性が考えられますが、重複しているか否か判断できません。移動式足場費の費用を本単価項目に含むのか、移動式足場費は割掛工事のため本単価項目に含まないのか、ご教示ください。	本工事における標準単価に含まれない移動足場費は、R6.01.04回答書等1「質問書に対する回答書6」の番号4のとおり、「コンクリート表面処理工A」へ集約されております。本工事に必要な移動足場費は貴社の計画に基づき計上願います。
3	1月18日	土木工事積算基準 令和5年度版 特記仕様書 割掛対照表 参考内訳書	30-2ページ 26ページ	1-7(2) 23-4	単価表の番号9トンネル変状対策工 背面空洞注入工 注入パイプについて、土木工事積算基準30-2頁の「1-7施工歩掛」の「(2)注入パイプ工)では「トラック架装リフト運転」と記載があり、移動式足場費が計上されます。一方で、特記仕様書23-4に移動式足場費の内容として「補強工全般に使用する仮設移動式足場に使用する費用をいう。」と記載があることから、移動式足場の費用が重複している可能性が考えられますが、重複しているか否か判断できません。移動式足場費の費用を本単価項目に含むのか、移動式足場費は割掛工事のため本単価項目に含まないのか、ご教示ください。	本工事における標準単価に含まれない移動足場費は、R6.01.04回答書等1「質問書に対する回答書6」の番号4のとおり、「コンクリート表面処理工A」へ集約されております。本工事に必要な移動足場費は貴社の計画に基づき計上願います。

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
4	1月18日	土木工事積算基準 令和5年度版  特記仕様書  割掛対照表 参考内訳書	30-3ページ  26ページ	1-7(3)  23-4	単価表の番号単価表の番号10トンネル変状対策工 背面空洞注入工 背面空洞注入について、土木工事積算基準30-3頁の「1-7施工歩掛」の「(3)背面空洞注入工(可塑状注入材)」では「高所作業車運転」と記載があり、移動式足場費が計上されます。一方で、特記仕様書23-4に移動式足場費の内容として「補強工全般に使用する仮設移動式足場に使用する費用をいう。」と記載があることから、移動式足場の費用が重複している可能性が考えられますが、重複しているか否か判断できません。移動式足場費の費用を本単価項目に含むのか、移動式足場費は割掛工事のため本単価項目に含まないのか、ご教示ください。	本工事における標準単価に含まれない移動足場費は、R6.01.04回答書等1「質問書に対する回答書6」の番号4のとおり、「コンクリート表面処理工A」へ集約されております。本工事に必要な移動足場費は貴社の計画に基づき計上願います。
5	1月18日	特記仕様書	23ページ 24ページ	21-6-3(6) 21-6-5(3)	単価表の番号16構造物等撤去工 内装板タイル撤去工について、特記仕様書の21-6-3施工の(6)に「シーリング工を施工するものとする。」と記載があります。しかし、特記仕様書の21-6-5支払の(3)にはシーリング工に関する記載がありません。そのため、シーリング工の費用を計上するのかが判断できませんので、本単価項目に計上するのか、計上しないのかご教示ください。また、計上する場合は数量をご教示ください。	シーリング工は単価に含まれます。図面番号(19~35、48~50)に記載の施工対象スパンの延長と、同等の延長の施工を想定しています。
6	1月18日	土木工事積算基準 令和5年度版  設計図  土木工事等 単価ファイル 令和5年10月	30-8ページ  13ページ 43ページ  103ページ	3月3日	単価表の番号6トンネル変状対策工 導水樋設置工A(導水幅300mm)について、土木工事積算基準30-8頁の「3-3種別」に桶の色は「グレー」と記載があります。一方で、設計図13頁および43頁の「導水桶アンカー配置図」および「材料表」に「透明タイプ」と記載があります。このことから、本工事で使用する材料は、土木工事積算基準に記載されている材料と異なるため、土木工事単価ファイル103頁の「トンネル漏水対策工(線導水桶材) 導水幅300mm(グレー)標準タイプ」ではないと考えて良いかご教示ください。	トンネル変状対策工 導水樋設置工A(導水幅300mm)に使用する導水樋は透明タイプとし、必要な費用を計上して下さい。
7	1月18日	特記仕様書	14ページ	14-1(1)	特記仕様書14-1建設副産物の活用等(1)の表において、廃プラスチック類の数量が「ー」と記載されていますが、適正に見積りをするために数量を明示願います。	R6.01.18回答書等1「質問書に対する回答書9」の番号8をご確認ください。